

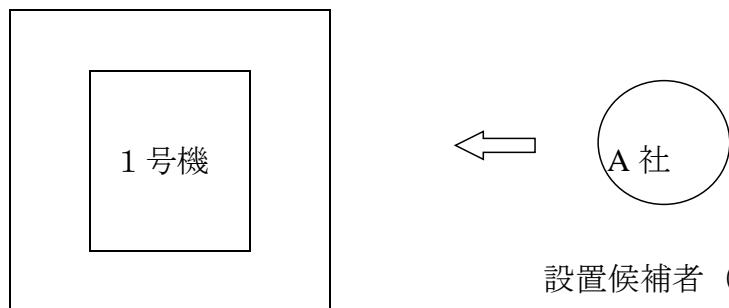
(参考)

#### 4 設置者の決定方法について

##### (1) 設置候補者の決定方法について

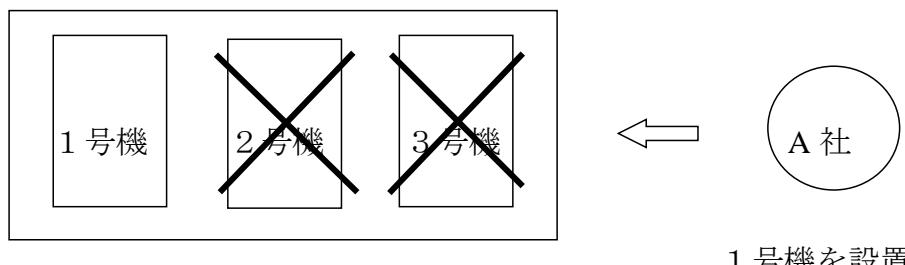
① 1 物件につき 1 事業者を決定する場合の記載例

⇒公募説明書（案）記載のとおり



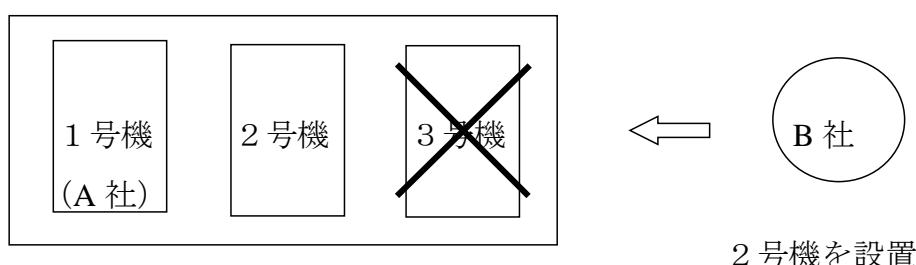
②一抜け方式

⇒公募説明書（案）記載のとおり



※ 1号機を設置した A 社は 2号機、3号機への応募は無効となる。

ただし、他に有効な提出書類がない場合はその限りではない。



※ 2号機を設置した B 社は 3号機への応募は無効となる。

ただし、他に有効な提出書類がない場合はその限りではない。

(参考)

③ 1 物件（同条件の自動販売機複数台）につき複数の事業者を決定し、点数の高い者から物件中の設置箇所を決めさせる場合の記載例

⇒徳島県立城南高等学校自動販売機設置者選定委員会において審査を行い、次に掲げる要件に該する公募参加者のうち、内容点及び貸付料率点の合計点数（以下「**総得点**」という。）が高い者から上位 3 者を設置候補者として決定し、上位の者から物件中の設置箇所を指定できるものとする。

総得点の算定方法は、「総合評価に関する事項」に示すとおりである。

総得点の最も高い者が複数ある場合は、くじ引きにより設置候補者を決定する。この場合において、くじ引きに応じない者があるときは、これに代えて公募事務に關係のない徳島県立城南高等学校職員にくじを引かせて設置候補者を決定する。

【メリット】①+②の方式と比較し、提出書類が少なくなる。

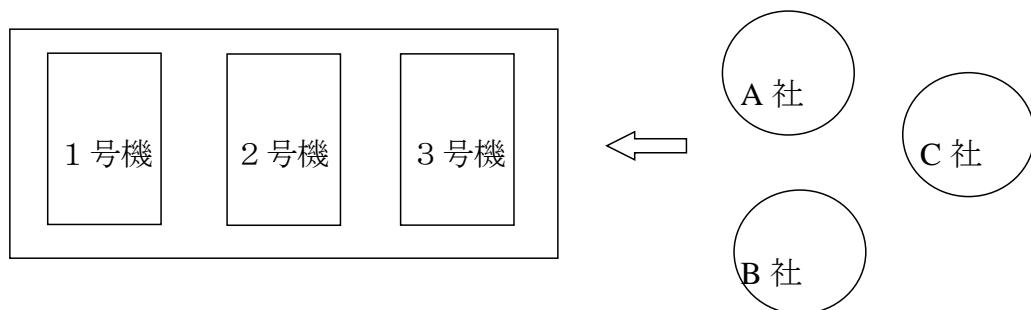
1～3 号機のうちどこかに設置したい場合、

(1) ①+②の方式

1 号機・2 号機・3 号機すべてにそれぞれ 1 部ずつ必要書類を提出する必要あり。

(2) ③の方式

1～3 号機の 1 物件（グループ）に対して必要書類を 1 部提出するだけでよい。



※得点の高い者から順に設置箇所を選択

設置候補者（3 者）